

## 豊橋市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者等に対し、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者等に対して、その経費の一部を補助することにより、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、もって、誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）をいう。
- (2) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシーをいう。
- (3) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、豊橋市内に主たる営業所を置くタクシー事業者であって、愛知県タクシーバリア解消促進協議会において策定された「生活交通改善事業計画」に掲げられているもの（これに準ずると市長が認めたタクシー事業者を含む。）又は当該タクシー事業者のために当該タクシー事業の用に供する補助対象車両を貸与する豊橋市内に本社若しくは営業所を持つ事業者（当該タクシー事業者との補助対象車両の賃貸借契約期間が3年を超えるものに限る。）とする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体ではないこと。
- (5) 補助対象車両について、本市の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象事業者のうちタクシー事業者にあつては、補助対象車両1台につき、バリアフリー研修推進実行委員会(一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会)が定めるタクシー乗務員バリアフリー研修(ユニバーサルドライバー研修)の認証を受けた研修を修了している乗務員3名(1人1車制個人タクシーの場合は当該乗務員1名)を確保すること。
- (7) ユニバーサルデザインに関する本市の広報・啓発事業に協力すること。
- (8) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

(補助対象車両及び経費)

第6条 補助対象車両及び経費は、補助対象事業者が本市内を使用の本拠として初度登録したユニバーサルデザインタクシーの車両本体(中古の車両を除く。)の導入費とする。ただし、仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助金交付の対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の上限額は、予算の範囲内で、補助対象車両1台当たり15万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、ユニバーサルデザインタクシーの初度登録日の翌日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、豊橋市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書または許可書(一般乗合旅客自動車運送事業に補助対象車両を使用する場合は、当該運送事業の認可書または許可書)の写し
- (2) 補助対象事業者の登記事項証明書(個人事業者の場合は、住民票の写し)

で、申請日から3か月以内に取得したもの

- (3) 豊橋市税の滞納額のないことの証明書
- (4) 運転手3名のユニバーサルドライバー研修の修了証及び社員証の写し
- (5) 補助対象車両について、本市の他の補助金等の交付を受けていないことの  
申出書（様式第2）
- (6) 導入車両の売買契約書の写し
- (7) 導入車両の自動車検査証の写し
- (8) 導入車両に係る請求書及び領収書の写し
- (9) 導入車両の写真（車両全てが映ったもの及び車両ナンバーが確認できるもの）
- (10) リース車両にあつては、リース契約に係る契約書又は双方の契約の意思表示が確認できる書類（借受人の名称及び住所が明記されているもの）の写し
- (11) リース車両にあつては、貸与料金算定根拠明細書（様式第3）
- (12) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊橋市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付決定通知書（様式第4）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに豊橋市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金請求書（様式第5）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が第8条各号のいずれかを満たしていないと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（財産処分の制限）

第12条 規則第18条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とし、補助事業者は、その期間を経過するまで市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助

事業者に対し当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前条に規定する市長の承認を得て財産を処分した場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間期間に相当する分について返還を命ずるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部または一部について返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 14 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第 16 条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。